

水産食料品製造業における建築物、構築物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17～18	第二工場で作業終了後、清掃が終わり、ゴミを出しに行った際、ゴミを収納する物置の扉が堅く力を入れて開けた所、扉がはずれ右足に落下し負傷した。	25～49	30
3	11～12	作業場で午前中の作業を終えて、作業用の手袋をしたまま右手にほうきを持ち、作業場の真ん中から左右両方にスライドさせて開け閉めする扉の右側レールを掃除し、左手で扉を右にスライドさせた時、勢いよくスライドさせてしまい、扉が跳ね返ってきて、扉と扉の間に左手の中指を挟み、負傷した。（扉：鉄製、高さ約35cm、横約1m程度）	43～49	30
6	16～17	工場の入り口ドアで内側から外に出ようと開けようとした時、他の従業員が外から入ろうと開けてきたので、半身になって内側から右手でドアを押さえて持っていた矢先に、右手が滑ってしまい、蝶番側の際間に指が入ったところでドアが閉まり、負傷した。	67～299	100
7	12～13	退社時に玄関の段差で転倒し、両膝と右肘を打った。	62～29	10
9	9～10	工場において、資材を生産ラインに供給する高さ約3.5mの架台の上での作業中、ハンドリフトにて資材を移動していたところ前方に設置してあった落下防止用パレットに接触したため、荷崩れしそうになった資材を整列（通そうと全面に回りこんだところ）足を滑らせ架台より落下し負傷した。従来高所作業場である架台には全面に安全柵は設けてあるが、現在資材供給機器の増設計画実施のため、架台を	20～29	10

		拡張したばかりであり、機器納入のため一箇所だけ安全柵を設置しておらず仮の落下防止パレットを設置し、納入後に全面的に安全柵を再設置する予定であった。		
12	7~8	2F仕上場に設置してある、周囲に手すりと落下防止柵を両立している計量機の始業前点検中、高さ1.5mの架台に上り日常点検をしていた際、バランスを崩してしまい床面に落ち、左肩を強打した。	58	50 ~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html